

## 1. 議事日程

〔平成26年第4回安芸高田市議会12月定例会第7日目〕

平成26年12月15日  
午後 1時30分 開会  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議長の辞職許可について
- 追加日程第1 議長の選挙
- 追加日程第2 議席の変更
- 追加日程第3 予算決算常任委員1名の辞任許可
- 追加日程第4 予算決算常任委員1名の選任
- 追加日程第5 議会広報特別委員1名の辞任許可
- 追加日程第6 議会広報特別委員1名の選任
- 追加日程第7 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

## 2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	塚本近	16番	金行哲昭
17番	青原敏治	18番	藤井昌之

## 3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

## 4. 会議録署名議員

10番	先川和幸	11番	熊高昌三
-----	------	-----	------

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(0名)

## 6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長 外輪勇三 事務局次長 近永義和  
事務係長 森岡雅昭 専門員 大足龍利

午後 1時30分 開議

- 藤井議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において10番先川和幸君、及び11番 熊高昌三君を指名いたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長 児玉史則君。  
○児玉議会運営委員長 議会運営委員会の報告をいたします。  
本日の会議の運営につきまして、12月12日に議会運営委員会を開き、次のとおり日程を追加いたしましたので、報告いたします。  
本日、休会日となっておりますものを開会日として会期日程に追加し、案件となる議長の辞職許可についての取り扱いについて協議を行い、本日の議事日程といたしました。

以上、報告を終わります。

- 藤井議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、本日を開会日とし、「議長の辞職許可」についての件を議題とすることに、御異議ございませんか。

(異議なし)

- 藤井議長 御異議なしと認めます。よって本日は開会日とし、「議長の辞職許可」についてを議題とすることと決しました。  
この際、都合により議長の職を辞することといたしました。よって、これより副議長と交代をいたします。

日程第2 議長の辞職許可について

- 青原副議長 日程第2、「議長の辞職許可について」を議題といたします。  
議会事務局長に、辞職願を朗読させます。  
外輪事務局長。  
○外輪事務局長 辞職願の朗読をさせていただきます。  
平成26年12月15日、安芸高田市議会副議長様。安芸高田市議会議長藤井昌之。  
辞職願 去る11月28日、臨時会で行われた議長選挙で立候補をしていない私が議長に当選いたしました。立候補制及び所信表明会は議会の申し合わせとはいえ、立候補以外の投票も地方自治法に基づき、法的に限

定するものではありませんと議会事務局から再三にわたり説明を受けて決定となりました。会議中も議員からは異論もなく、粛々と進められながら決定されたことは重く受けとめるべきと思います。私自身、地方自治法に照らし合わせても何ら問題のないことを確信しています。

しかしながら、立候補制及び所信表明会の議会の申し合わせについては、再度、全議員と協議する必要性を痛切に考えているところです。このたび、私が議長の立場でこの件を再度協議することは適切でないと判断させていただき議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○青原副議長 お諮りをいたします。本件は、申し出のとおり「辞職を許可する」ことに御異議ございませんか。

異議がありますので、起立により採決をいたします。

「議長の辞職許可」について、これを許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○青原副議長 起立多数であります。よって、藤井議長の議長辞職については、許可することに決定いたしました。

ただいま議長を辞職された藤井議員より、挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

○藤井議員 このたび、私、藤井昌之の議長辞職願を提出させていただきました。

先ほど、この議長辞職願に許可をいただきましたこと、改めて敬意を表したいと思います。

先月、11月28日の臨時会におきまして議長に当選をさせていただき、本日まで18日間という短い期間でありましたけれども、私自身、誠心誠意、最大限の努力をし、この18日間が1年間にも匹敵する思いで今日まで議長の要職に努めさせていただきました。

しかしながら、議員の中から異議申し立てという文書まで出てきたわけで、このことにつきまして、多くの市民の皆様は、議会に対する不信感というものが大変多くあったわけでございます。地方議会とはいえ、本来地方分権の流れの中から市民にわかりやすく、そして透明な議会を目指そうという中で議会改革等も進めてきたわけでございます。

このたびの私の議長辞職というものの重みというものは、私自身が痛切に感じているところでございますが、他の議員方におかれましても、議会がこれだけ混乱を招いたということについても深く受けとめなければいけない事態であると、このように思っております。

私は、最終的な判断に立ち、多くの市民の皆様が、先ほど申し上げた議会に対する不信感というものを強く感じたわけでございまして、私はこの多くの市民の皆様方に混乱を招いた、不信感を招いたということに対して、みずからが議長を辞職するという判断をさせていただきました。

これからも一議員として、こういったことの市民への説明責任という

ことをしっかりと活動目標にさせていただきまして、退任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○青原副議長 この際、日程の追加についてお諮りをいたします。議長の辞職に伴い、新たに議長を選挙する必要がありますので、「議長の選挙」を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○青原副議長 異議なしと認め、追加日程第1「議長の選挙」を日程に追加いたします。  
ここで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時41分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1 議長の選挙

○青原副議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
追加日程第1、「議長の選挙」を行います。  
選挙の方法については、投票によることといたします。  
これより、議場を閉鎖いたします。

〔議場の閉鎖〕

〔出席議員数の確認〕

ただいまの出席議員数は18名です。

それでは、投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

なお、投票は単記無記名です。投票用紙に、被選挙人の氏名を記載下さい。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

○外輪事務局長 1番 玉重議員、2番 玉井議員、3番 久保議員、4番 下岡議員、5番 前重議員、6番 石飛議員、7番 児玉議員、8番 大下議員、9番 水戸議員、10番 先川議員、11番 熊高議員、12番 穴戸議員、13番 山本議員、14番 秋田議員、15番 塚本議員、16番 金行議員、18番 藤井議員、最後に青原副議長お願いします。

○青原副議長 投票漏れはありませんか。  
(投票漏れなし)  
投票漏れなしと認め、投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の閉鎖の解除〕

それでは、開票を行います。開票の立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、私から指名いたします。12番 宍戸邦夫君、及び14番 秋田雅朝君を指名いたします。両議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

立会人は、自席にお戻り下さい。

選挙の結果を報告します。投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票14票、無効投票4票です。有効投票のうち、山本優君8票、熊高昌三君6票、以上のとおりで、この選挙の法定得票数は、4票です。よって、山本優君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、山本優君が議長におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

議長の就任の挨拶をお願いいたします。御登壇願います。

○山本議長 一言御挨拶を申し上げます。

このたびの議長選挙におきまして、思いもかけず推挙していただきました。身に余る光栄と責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

しかし、議長に与えられた権限は、議会運営と調整であります。選ばれました以上は、先ほどの所信表明のとおり、皆様の御協力を得ながら議会運営に取り組んでまいりたいと思います。何分、浅学非才、経験不足でございます。

これからの議会運営で市民の負託に応えられるよう、頑張ってまいります。先輩諸氏の御協力と皆様の御協力をいただきますようお願いを申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○青原副議長 議長が確定しました。よって議長と交代をいたします。

○山本議長 お諮りいたします。この際、「議席の変更」の件を、日程に追加したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よってこの際、「議席の変更」の件を日程に追加することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 議席の変更

○山本議長 追加日程第2、「議席の変更」を行います。

今回、議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席を変更いたしたいと思っております。

1番から12番、及び16番から17番まではただいまの着席のとおりとし、13番を18番、18番を15番、14番及び15番をひとつずつ繰り上げた席を議席として指定します。

それでは、ただいま指定いたしました議席に、それぞれお着き願いま

す。

この際、15時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時28分 休憩

午後 3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。議長の交代により、私が予算決算常任委員を辞任いたしたいと思います。「予算決算常任委員1名の辞任許可」を追加日程として直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって「予算決算常任委員1名の辞任許可」の件を日程に追加することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第3 予算決算常任委員1名の辞任許可

○山本議長 追加日程第3、「予算決算常任委員1名の辞任許可について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、私、山本の、予算決算常任委員の「辞任を許可する」ことに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって私の、予算決算常任委員の辞任については、許可することに決定しました。

お諮りします。予算決算常任委員に1名の欠員が生じたので、予算決算常任委員1名を選任する必要があります。

この際「予算決算常任委員1名の選任」についての件を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって「予算決算常任委員1名の選任」についての件を日程に追加することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第4 予算決算常任委員1名の選任

○山本議長 追加日程第4、「予算決算常任委員1名の選任」を行います。

お諮りいたします。予算決算常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、藤井昌之君を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、藤井昌之君を予算決算常任委員とすることに決しました。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。議長の交代により、私が議会広報特別委員を辞任いたしたいと思います。

「議会広報特別委員1名の辞任許可」についてを、追加日程として直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって、「議会広報特別委員1名の辞任許可」についての件を日程に追加することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第5 議会広報特別委員1名の辞任許可

○山本議長 追加日程第5、「議会広報特別委員1名の辞任許可」についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、私、山本の、議会広報特別委員の「辞任を許可する」ことに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって私の、議会広報特別委員の辞任については、許可することに決定しました。

お諮りいたします。議会広報特別委員に1名の欠員が生じたので、議会広報特別委員1名を選任する必要があります。

この際「議会広報特別委員1名の選任」についての件を日程に追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって「議会広報特別委員1名の選任」についての件を日程に追加することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第6 議会広報特別委員1名の選任

○山本議長 追加日程第6、「議会広報特別委員1名の選任」を行います。

お諮りいたします。議会広報特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、藤井昌之君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、藤井昌之君を議会広報特別委員に選任することに決しました。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。芸北広域環境施設組合議会議員のうち、1名の欠員が生じたので、よって、「芸北広域環境施設組合議会議員の選挙」を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認め、日程を追加いたします。

~~~~~○~~~~~

追加日程第7 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

○山本議長 追加日程第7、「芸北広域環境施設組合議会議員の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項

の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することについていたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

芸北広域環境施設組合議会議員に、石飛慶久君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました石飛慶久君を、芸北広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました石飛慶久君が芸北広域環境施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、芸北広域環境施設組合議会議員に当選された石飛慶久君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしましたので、これにて散会いたします。

次回は、12月22日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員